

(地Ⅲ13)

平成26年4月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、
本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は、「感染症対策特別促進事業」における「肝炎患者等支援対策事業実施
要綱」の一部を改正するものであります。

本改正の概要は、肝疾患相談センターに保健師や栄養士を配置し生活指導や
情報提供を行うこと、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者に肝炎に
関する基礎的な研修の実施、市民公開講座や肝臓病教室の開催を追加すること
であります。

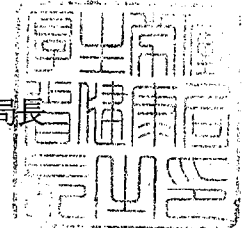
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下
郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申
し上げます。

健発0331第38号

平成26年3月31日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成20年3月31日健発0331001号本職通知「感染症対策特別促進事業について」の別添実施要綱により実施しているところではありますが、今般、その一部を改正し、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたします。

健発0331第37号
平成26年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健発0331001号本職通知「感染症対策特別促進事業について」の別添実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

改正後	現行
別添 4 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 1 (略) 2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう）、特別区、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、特例民法法人又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。 ただし、3に記載した事業の（1）～（6）については都道府県、政令市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とし、（7）～（15）については都道府県とし、（16）については、都道府県、社会福祉法人等（社会福祉法人、特例民法法人又は公益法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。 3 事業内容 （1）～（11） (略) （12）肝疾患相談センターの設置 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。<u>また、保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行うものとする。</u> （13） (略)	別添 4 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 1 (略) 2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう）、特別区、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、特例民法法人又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。 ただし、3に記載した事業の（1）～（6）については都道府県、政令市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とし、（7）～（13）については都道府県とし、<u>（14）</u>については、都道府県、社会福祉法人等（社会福祉法人、特例民法法人又は公益法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。 3 事業内容 （1）～（11） (略) （12）肝疾患相談センターの設置 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。<u>また、同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。</u> （13） (略)

改正後	現行
(14) 一般医療従事者の研修事業 <u>都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、医療現場における肝炎患者の早期発見を促進し、肝炎患者を適切な医療に繋げることを目的に、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に、肝炎に関する基礎的な研修を実施するものとする。</u> (15) 市民公開講座や肝臓病教室の開催 <u>都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域住民を対象とした市民公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝えるとともに、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センターの周知を図るものとする。</u> (16) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。 4 (略) 5 経費の負担 都道府県等及び社会福祉法人等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。 なお、3の(11)から(16)に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。	(新規) (新規) (14) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。 4 (略) 5 経費の負担 都道府県等及び社会福祉法人等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。 なお、3の(11)から(14)に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。

別添 4

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図る。

また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう）、特別区、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、特例民法法人又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

ただし、3に記載した事業の（1）～（6）については都道府県、政令市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とし、（7）～（15）については都道府県とし、（16）については、都道府県、社会福祉法人等（社会福祉法人、特例民法法人又は公益法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

3 事業内容

（1）肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、保健所設置市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判

- 定された者に対する保健師等による相談及び診療指導
- イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握
 - ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策
 - エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
 - オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
 - カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
 - キ 肝炎診療にかかわる医療機関情報の収集と提供
 - ク 肝炎診療にかかわる人材の育成
 - ケ 各施策についての検討を基にした目標等の設定
 - コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布する。

- ア 肝炎患者やその家族等を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) シンポジウム等の開催

都道府県等は、専門医等を講師として招き、地域住民に対して、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行うシンポジウム等を開催するなど、肝炎に関する正しい知識等を普及させるための事業を行うものとする。

(5) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

(6) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

〔事業例〕

- ・ 地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設
- ・ 肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催
- ・ 同じ経験を有する患者・家族等が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施

(7) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告や電車の中吊りポスター等により、正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行うものとする。

(8) 地域肝炎治療コーディネーターの養成

都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査結果により要治療となった者等が、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材を養成するものとする。

(9) 地域の相談体制の整備

都道府県は、肝炎専門医療機関に相談員（地域肝炎治療コーディネーター研修修了者等）を配置して、肝炎患者等が身近な医療機関において広く相談を受けられることができる体制を整備するものとする。

(10) 肝炎患者支援手帳の作成・配布

都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。

(11) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつ

け医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう、地域医療の連携を図るものとする。

(12) 肝疾患相談センターの設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行うものとする。

(13) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的とした医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）に対する原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関して必要な事項についての研修を実施するものとする。

(14) 一般医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、医療現場における肝炎患者の早期発見を促進し、肝炎患者を適切な医療に繋げることを目的に、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に、肝炎に関する基礎的な研修を実施するものとする。

(15) 市民公開講座や肝臓病教室の開催

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域住民を対象とした市民公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝えるとともに、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センターの周知を図るものとする。

(16) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。

4 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、

関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県等及び社会福祉法人等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、3の(11)から(16)に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。